（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

４　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）から当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

５　（略）

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

第二十六条　（略）

２～４　（略）

５　当該先端設備等導入計画の変更の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該変更の申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該変更の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

様式第22（第25条関係）

（略）

（記載要領）

（略）

１～５　（略）

６　雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5％以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載することとし、比較雇用者給与等支給額に対する割合が３％以上である場合は３％以上であることを記載すること。

（略）

様式第23（第26条関係）

（略）

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十五条　（略）

２・３　（略）

４　当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

５　（略）

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）

第二十六条　（略）

２～４　（略）

（新設）

様式第22

（略）

（記載要領）

（略）

１～５　（略）

６　雇用に関する事項

国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、従業員に対して、国内雇用者に対する雇用者給与等支給額の引上げをする方針（先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が1.5％以上とする旨のものに限る。）を表明したときには、その内容を記載すること。

（略）

様式第23

（略）